

発議第6号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の  
提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により  
提出する。

平成29年10月2日 提出

平成29年10月2日

提出者 鳥羽市議会議員 尾崎 幹

賛成者 鳥羽市議会議員 片岡 直博

賛成者 鳥羽市議会議員 河村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 中世古 泉

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源の中に組み込まれています。例えば教材費のうち図書費について、学校図書館の蔵書冊数は「学校図書館図書標準」によって設定されています。しかし、その標準を満たしている公立小中学校の割合には、都道府県間で大きな格差が生じています（2015年度末 小学校 35.2～98.1%、中学校 17.7～88.6%）。

義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月2日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様